



しゅぶと川



農協青年部によるスノーモービル体験～雪中レクリエーション 2月20日

contents

主 な 内 容

平成27年第4回定例会

②～③ 補正予算、条例の改正など

④～⑮ 一般質問(5人の議員が質問)

委員会報告

③

朱太団地改修等調査特別委員会

国保病院の今後の在り方等調査特別委員会

町民体育館建設等調査特別委員会

第193号

平成28年3月10日発行

ブナ北限の里
KURUMATSUNAI

教育・保育給付費など 一般会計補正予算7,714万円を増額

去る12月14日、平成27年第4回定例会が開かれた。一般会計補正予算など町長からの提出議案のほか、議員提出による意見書案など12の案件を可決。また、議員5人による一般質問が行われ閉会した。

補正予算

一般会計

▼選挙権年齢の引き下げに伴うシステム更新に係る経費の増額、財政調整基金への積立てによる増額、保育所入所児童数の増加に伴う扶助費の増額、体育館及び武道館の解体に係る経費の増額、防災施設整備事業の入札結果による減額など、差引き7713万8千円を増額。

簡易水道特別会計

▼配水管布設替工事実施設計委託料の入札減により、134万8千円

を減額。

（全員賛成で原案可決）

下水道事業特別会計

▼工事の入札結果等により1004万8千円を減額。

（全員賛成で原案可決）

老人保健施設事業特別会計

▼工事の入札結果等により67万7千円を減額。

（全員賛成で原案可決）

国保病院事業会計

▼患者数の減、看護師の退職による給与等の減などにより収益的支出2224万4千円を減額。また、資本的支出はカーペットの張り替えなどに伴い553万円の増額。

（全員賛成で原案可決）

補正予算

質疑応答

デジタル教材の導入について

問 黒中に英語の授業で使用するデジタル教材を導入するということだが、今後どのような方向で進めて行くのか。

（嵯沢議員）

答 内山教育長

町の教員、教育委員会などで構成されるICT検討委員会で検討をしてきた中で、ある程度国の計画にのっとって予算立てをしていくこととなった。国では将来デジタル教科書を使いたいという構想があり、また、本町としても将来児童生徒が大人になっていく中でタブレットやコンピューターを使えるようになっていくべきだろうという考えからICT機器の導入に至った。ただ、便利

さの中に隠れている落とし穴は必ずあると思うので、しっかりと見極めていきたい。

役場庁舎の駐車場について

問 役場の外構工事が終了して役場裏に駐車場ができたが、表の道路に車を停めている町民が多く見られる。旧庁舎のように役場の表に駐車できるようにしないのか。

（菅議員）

答 総務課長

庁舎建て替えに伴い、玄関のところが以前よりも少し前にせり出している形になったため、表には駐車をできなくなった。駐車場の入り口がわかりやすいような掲示をするなどして、裏の駐車場を利用してもらえるように改めて周知していきたい。

制定された条例

▼マイナンバー制度の施行に伴い黒松内町行政

手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定した。

（賛成6・反対2で原案可決）

改正された条例

▼教育就学奨励費の未支給問題に係る管理責任として、特別職の減給処分をするため黒松内町特別職員の給与に関する条例及び黒松内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を制定した。

（全員賛成で原案可決）

指定管理者の指定

▼国の法律等の改正に伴い、町税条例等の一部を改正する条例を制定した。

（賛成6・反対2で原案可決）

指定管理者

指定管理者の指定

▽施設の名称
後志南部地区地域資源

循環管理施設

▽指定管理者

よつてい農業協同組合

▽指定の期間

平成28年2月1日から

平成33年1月31日まで

(全員賛成で原案可決)

承認

自然の家給水ポンプ取替

▼歌才自然の家の給水

ポンプの故障に係る

取替え工事費として、

214万1千円を増額。

(承認議決)

選任

農業委員会委員

(議会推薦)

▼富田重義氏(添別在

住・67歳)が選任され

た。

(選任同意)

意見書

1件の意見書を否決

▽件名【発議者・提出先】

マイナンバー制度の本

格運用の凍結・中止を

求める意見書(案)

【菅一・国会、内閣】

(賛成2・反対6で否決)

報告

定例監査の結果報告

▼堆肥センター発酵棟屋

根修繕工事ほか3件の

現地調査を行い、事務

及び施工とも適正に行

われている旨報告され

た。

例月出納検査の結果報告

▼平成27年8月分〜平成

27年10月分の出納検査

の結果、誤りは認めら

なかった旨報告された。

行政報告

町行政報告

▼白井川駐在所の統合

寿都警察署長より、本

町の白井川地区に設置

されている白井川駐在

所を市街地に設置され

ている黒松内駐在所に

統合する計画であるこ

う説明を受けた。両

地区の世帯数の割合や、

パトロール中の駐在所

不在時間が長くなって

しまうことなどを勘案

し、現在市街地に1名

配置しているところを

2名体制にすることで

安心していただける体

制を作りたいとの考え

であった。寿都警察署

としては地域の理解が

得られる場合は平成28

年10月を目処に統合し

ていく予定であり、本

町としても簡単に容認

できる話ではないと伝

えた上で、統合するに

しても地域の理解を得

られることが大前提で

あり、将来にわたって

2名体制を維持してい

ただけるよう要望した。

▼その他、全国町村大会

について、農作物の生

産状況について鎌田町

長から行政報告があっ

た。

菅原議員

〜総務省より表彰される

菅原議員が35年の永き

にわたり議会議員として

議会制度の高揚、地域の

振興及び住民福祉の向上

に尽力された功績に対し、

総務省より総務大臣感謝

状が贈呈され、第4回定

例会に先立って表彰状と

記念品が伝達されました。



表彰された菅原議員

委員会報告

〜各委員会の活動〜

●朱太団地改修等調査特別委員会

●国保病院の今後の在り方等調査特別委員会

●町民体育館建設等調査特別委員会

朱太団地改修等調査特別委員会

朱太団地F棟建設に係

る工事現場の2回目の視

察を、昨年11月26日に実

施した。E棟建設後に

ピット内の水溜まりの問

題や施工に係る問題が住

民の声により発覚し、町

に対して改善を求める要

望を行ってきた。それら

について改善が図られて

いるか現場を確認し、今

後も適切な建設を進めて

もらうよう要望した。



F棟現地視察

国保病院の今後の在り方等調査特別委員会

1月19日、4月から運

営が始まる国保診療所

について医師3名、看護師

18名、その他スタッフ12

名体制となることが決ま

り、準備を進めている旨

町から報告があった。職

員及び患者の移行に関す

る手続き含め事務全般に

対し適切な対応をしてい

くよう提言した。

町民体育館建設等調査特別委員会

1月19日、新町民体育

館の基本設計について町

から図面の提示があり、

その内容について審議し

た。内容については概ね

了承し、2階に男女それ

ぞれのトイレを設置する

ことを要望して終了した。

一般質問

菅 一議員

◆農業後継者不足の解消、農家支援対策として農業研修センターの設置が必要ではないか。

◇本町のような小規模自治体では費用対効果を十分に享受することは難しいと考えております。



質問 今回私の質問は、農業研修センター

の設置についてであります。

黒松内町は、基幹産業を農業として成り立ってきた町であり、多いときには500件の農家戸数があり、栄えてきたところでございますが、現在では専業農家としては約45件程度しか残っていない

状況であり、今後10年から15年経過したときのことを考えると、おそらく10件くらいの農家しか残らないのではないかと危惧しているところでございます。ただ、今日に至るまで、町行政も農家戸数減となってきた状況を黙って見てきたわけではなく、国や道と一緒にたてて対策に取り組んできたところでございます。しかし、国の長年の猫の目農政に翻弄され、借金漬けになり、やむなく離農する農家、将来に展望を持てなくなり、見切り

をつける農家、さらに農協の合併による離農促進などが影響し、今日の状況になったと思っております。また、町行政といたしましても、新規就農対策、後継者不足対策等に長年取り組んできたところでございますが、新規就農対策にいたしましては就農しても定着しない、研修して就農するには多額の資金が必要になり、大きな負債を抱えるのが負担で断念せざる得ないなどの理由があったわけでありますが、近年では就

農希望者すらない状況ではないでしょうか。後継者にしても、現在営農している親たちはこの先展望も持てない農業は後を継がせることはできない、苦勞させたくない、そういった理由のもと、別の道に子供たちを進ませるためにどんどん離農が今後進むのではないかと私は思っているところであります。

そのような中でも、現在1件の方が就農研修中であるとのこと、本町に定住できるよう期待をするわけですが、町としてのフォローと支援対策はどのようなになっているのか、差し支えなければお知らせ願いたいと思っております。新規就農対策についても、これまでのように酪農、畜

産、畑作という土地利用型農業を目指す方を募集するということであれば、最初から大きな資金がかりリスクが大きいことから就農希望者が少ないというところで、これから施設園芸のような農業経営で、そういった部分に門戸を広げていかなければならないということでもあります。そういった中で、私が提案いたしております農業研修センター的なものを設置して、町内外から若い方を呼んで、そこに住んでもらって、農家の方に研修に行つて住み込みというのは大変難しい部分だろうと思っておりますので、古い施設を利用してできないのかどうなのか。そして、そこに居住してもらいながら研

修生同士のコミュニケーション、情報交換が図られ、そこから農家の研修中、施設園芸も勉強、研修しながら、自分の目指すところ、酪農であれば酪農、畑作であれば畑作肉牛であれば肉牛と、そういったところに研修に向いてもらうと、そして2年くらいしたら、そういった農家に入ればいいのですけれども、資金もかかるわけですから土地を賃貸しながら施設園芸的なことを経営してもらいながら、そして合間にまた研修してもらうと農家の支援労働対策としてもいい手段ではないのかなというふうに私は思っているわけでございます。

場所的には、作開、中ノ川地区にある旧施設で

菅 一議員 4～6

農業後継者不足の解消、農家支援対策として農業研修センターの設置が必要ではないか。

忠鉢廣喜議員 6～7

黒松内小学校の遊び場の改修が行われていないが、今後改修の予定はあるのか。

福本誠一議員 7～9

JAようい黒松内支所をはじめ、農業関係機関が縮小及び廃止傾向にある中、どのような対策を考えているのか。

田中春治議員 9～10

現在の町内会規模では自主防災組織の構築は難しいことから、災害時の避難や救援が機能できる規模の体制が必要ではないか。

岩澤史朗議員 10～15

TPPへの対応策として、町を挙げて放牧酪農を検討する必要があるのではないか。
移送サービスは、年々需要が高まっているが、利用料金や台数の問題があるので改善策を検討できないか。
インフルエンザワクチンの子供の接種については、子育て支援の施策の一環として無料化を検討していただきたい。

答弁・鎌田町長



本町の基幹産業である農業の振興というのは、私の公約の大きな大きな

ある熱郭小学校や二セコ食品、開発跡地などを活用ができないのかどうなのか、そういった部分を含めて町長の考え方をお知らせ願いたいと思っています。そしてまた、研修センター的なものであれば、農業改良普及センターが統合され本町から撤退します。そういった部分では、研修センターですから、いろんな指導体制も取れるのかなと、それを軸といたしまして、既存の農家の方々にもいろいろなアドバイス等をいただこうな体制づくりもできるセンター的なものを考えられないのかどうなのかも含めて町長にお伺いしたいと思っています。

重点課題として捉えているところであります。

農家戸数につきまして、平成12年には107戸あったものが10年後の平成37年には30戸程度になるのではないかとこの予測もされているところであります。現在本町で営農している農家戸数は、JAの正組合員では41戸という数字になっております。また、このうち経営者が65歳以上の高齢で後継者が不在、近い将来の離農が避けられない経営体が約3割を占めておりまして、このままでは試算どおり本町農業は衰退の一途をたどるということはどう考えても、誰から見てもこのまま何も手を打たないとそんな状態になるということでございます。

農業後継者不足の解消策としては、これまで新規就農者の誘致、農家子弟の後継支援についてさまざまな試行錯誤も重ね、取り組んできておりますが、なかなか実績が出ていない。結果として特効薬と呼べるものが見出せないでいるようなところ

であります。こうした中、今までやってきたことでは後継者確保対策として農家の子弟が後を継ぐような場合は自家農業に従事した場合は100万円を交付するような農業後継者就農支援奨励金というものも制度として制定して、これまでに2件の実績があります。

また、最も有効策と考えられる新規就農対策につきましても、平成26年3月に従来の条例を全面的に見直して、研修者、新規就農者、受入れ指導農家に対する支援を拡充した新規就農者等の支援条例を制定して、現在運用を始めているところであります。そういう中で、本条例を活用して現在東川地区で和牛の繁殖農家を目指して受入れ指導農家の指導のもとに研修されている方もおりまして、新規就農を目指して今着々と準備を進めているところでもあります。具体的な支援内容につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

北海道内には研修セン

ターというものが市町村で運営しているもの、あるいは広域のような形態のもの、農業公社やJAが設置しているものなど、北海道農業担い手センターの調べでは11ヶ所ほどこういうセンターがあると言われております。

その実態を見ますと、人口が概ね3万人以上の市や町などの比較的財政力のある例えば酪農の専門地域など、あるいはまたそういうところのJAなどというところが大半でありまして、本町のようない小規模町村での研修センターの運営というのは、まずは入り口論としてはなかなか難しいというふうな印象を受けるところでございます。

研修施設を整備するということは、建物の取得、建物の維持管理、指導者の雇用などに係る経費、さらには施設を安定稼働させるニーズがあるかなど、多様な課題をクリアしなければならぬと思います。今空いている施設の再利用などといったお話もありましたけれども、それにしてもい

な経費がかかってくというところは間違いのないところであります。

本町の場合は、主な営農類型というのでしようか、どういう農業が行われているかというところ、酪農、だとか和牛繁殖、水田、そして種子馬鈴薯を中心とした4年輪作の土地利用型農業と、いろんな農業が展開されております。

そういう中で、これら全て網羅するとなるといろんな指導者、何人も指導者が要するというところもありますし、それぞれの項目ごとに研修プログラム、どういった研修をしたらいいかというふうなこともしっかりと詰めていかなければならない、そんなことを考えると、今一方では近年黒松内の就農相談というのも実績としては年二、三件程度で推移しております。また、都会に出向いて新農業人フェアというものも、職員が行って就農相談を受け付けていますけれども、これもまた全体的な流れとしては今日本も比較的企业等の景気も回復傾向にあることから、農業を

やりたいという希望者も年々減少傾向にあるようなところでありまして、新規就農の募集というところでは逆風が若干考えられているのかなと思っております。

本町としても、こういう状況を考えますと、今すぐこの研修センターをやるということとはなかなかできないかなと。研修センターとは言いつつ、住宅を確保して農家に研修に派遣するようなイメージのお話でありまして、けれども、いろんな作物を作っていたり、酪農畜産があつたりということなので、もし仮にやるとしても何か耕種、作目を限定しなければ、どっちつかずのような状況になるのではないかと思っております。いずれにしても、今すぐということになると、新規就農の関係では農業担い手センター、北海道のセンターという連携を取りながら情報提供していくと、少しでも希望者がいないかどうか情報ももたらうというふうなこともしなければならぬと

思っています。あと、センターをつくるのではなくて、もしそういう実習生や研修生が来たときは受け入れ指導農家も酪農で5件、肉牛と水田で1件、畑作で1件が指導農家として登録していただいておりますので、まずはこういうところで研修を積んでいただいて、十分やっていきたいと思っております。また、本年度スタートした元気な農家チャレンジ事業を活用しての本町初のハウスを利用した施設園芸のトマト栽培が、良好な結果であったことから、来年に向かつて、こうしてやっていただいた農家にも指導農家のようなことを担っていただき、JAの共選場が蘭越町にある地の利を生かしながらこれからも取り組んでいきたいと思っております。

答弁・小島産業課長

就農研修をされている方に対しての町としての支援策についてご説明申し上げます。

まず、総合農業推進協議会という町の農業を進めるための組織がございます、その中には町、JA、普及センター、それに先進的な農家さんなどが入っていただいて新規就農者を支援しているわけなのですが、この組織が定期的に受入れ指導農家さんや研修生と相談する、面談する場を設けまして、ある課題について相談を受けて対応していくといったことや、直接研修先に入って研修の実態を見るような支援をしております。金銭的な支援といたしましては、就農研修者支援金という制度がございます。妻帯者の場合は1ヶ月20万円を町の方から支援しておりますし、また受入れ指導農家の方々は、いろんな経費がかかりますので月5万円助成しております。また、現在国の方から青年就農給

付金という、準備型という制度でございますけれども、2年間研修される場合につきましては1年間で150万円支給されるという制度となっております。この後実際就農というふうになってきますと、青年就農給付金は経営開始型というものでございます。現在研修されている方は夫婦での共同経営というのを目指しております。共同経営になりますと、青年就農給付金が150万円から225万円にアップされて5年間支給されることになっております。ただ、所得制限がありますので、経営が順調に伸びまして、一定の所得を超える段階的に減額されることになっておりますけれども、これも申請をするべく予定はしております。また、町の方では実際就農すると就農して1年経過したときには100万円、5年経過したときにはさらに100万円、農地を賃借して借りたとき賃借料2分の1以内、6年間限度です。その次には、農地を取得した場合、

これは購入した場合取得費の3分の1以内、限度額300万円、就農から5年以内に取得したもののというのがあります。これは1度限りです。認定新規就農者というのに

認定されますと青年等就農資金という限度額3700万円を無利子で借り入れ出来る制度がありますので、この方も限度額いっぱいではないですけれども、それを活用

する考え方を持っております。以上申し上げたような制度を十分に活用できるように支援していきたいと考えております。

忠鉢廣喜議員

◆黒松内小学校の遊び場の改修が行われていないが、今後改修の予定はあるのか。

◇現在のところ、具体的な改修または整備計画はございませんが、今後の整備にあたり必要性や優先度を検討してまいります。



質問

子供たちの環境整備と現状について

質問させていただきます。まず、黒松内小学校校舎、体育館については平成23年から24年の改修工事が完了し、学校については環境がすばらしいとよそから来た人にも絶賛されております。グラウンドについては25年に改修工事が終了しましたが、水はけが悪い状況に

あると聞いております。

この水はけについて、ゼヒスポーツ少年団がグラウンドで練習が常時できるような状況にしてほしいという要望があります。この対策はどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

答弁・内山教育長



また、グラウンドと一緒に当初設計の中には遊び場の改修工事も設計の中に入っております。ところが、設計変更により遊び場の改修工事が実施されなかったわけです。これが平成25年ですから、26年、27年と2年間は何か手つかずで現在に至っ

黒松内小学校校舎、グラウンド等の改修工事についてのご質問であります。まず、グラウンドの水はけ等に関しましては、今施工業者等の確認で一



水はけの悪い黒小グラウンド

この経過を見ている状況でございます。一部改修をしているところもあります。これについては、後ほど、次長より答弁をさせていただきます。

黒松内小学校工工改修に伴う外構工事は、学校施設環境改善交付金及び地域の元気臨時交付金を活用して、平成25年6

させていたいただいたとおり、実工事では高騰した工事単価のため事業費を縮小するため、グラウンド整備を中心、前庭及び駐車場、ブナの植樹のみの整備となりました。このことから、体育館横の遊び場部分は改修されておらず、以前に整備した鉄棒や雲梯、ブランコ、タイヤ飛びはありますが、中央部にありました木製遊具が腐食が進み、危険であるため、本年8月、解体したのが現状でございます。現在のところ、具体的な改修または整備計画はございませんが、小学生及び幼児らが学校登校日や休日に運動遊具の使用や、以前は木製大型遊具の使用がありましたので、町内にあります児童公園や学校、運動公園、公共施設等における幼児から児童までの子供たちの遊具環境を踏まえ、今後整備にあたり、その必要性や優先度などを検討してまいりたいと、そのように考えております。

答弁・鈴木教育委員会次長

黒松内小学校のグラウンドにつきましては、平成25年11月に工事を終えていますので、実際的な使用は平成26年度からの使用だろうと思っております。その段階でのグラウンドの南側に位置しております野球場のスペースの部分、特にフェアーゾーンというのでしょうか、その水はけが悪く、長雨など続いた際には土壌の環境がよくないという状況でございました。施工業者等に現地を見ていただき、場合によっては雨の日に見ていただきながら、どういった水がたまる要因があるのだろうかというのを見たところ、南側にあります部分からグラウンドのほうに雨水が流れ込んでしまっているというのが確認されております。南側には側溝がございますが、コンクリートぶたといつこととふたにも排水のための穴はついていてののですけれども、どうしてもその穴が少なくて、のみ込みない水がグラウンド内

に出てしまっているという状況でございました。また、そのフェアーゾーンについては暗渠が配置されていないということもなかなか水が引かないという原因だったのだらうと思っております。そのため、本年度であります、2ヶ所をコンクリートぶたからグレーチングのふたにかえて、グラウンド内に水が流れ込む量を減らすような対策をしております。28年度以降もその対応の中でグラウンドの水が減るかどうか見定め、今後またその状況を見ながら検討したいと思っております。

答弁・鎌田町長

小学校の遊び場については、新しく校舎とグラウンドを改修するにあたって事業費のやりくりがつかなくて断念したようなところがあるわけですが、そういったわけではあります。そういった中でも今遊び場も非常に子供たちも使っているというところであります。木製遊具もあつたのですけれども、老朽化があつたり、

管理上の問題も一部あつたり、そういうことで使用できないものは危険なので今年撤去をしております。その後どうするかということもあるのですけれども、まだしっかりと学校から要望として上がってきているものが私の段階まで届いてきているものがないわけでありまして、少しその辺教育委員会を通してながら、学校もどう思っているのかなと、今なかなか安全対策、あるいは砂場も衛生面の対策やらと、非常に子供たちが使う部分については厳しい基準もありますので、そういうものもしっかり教育委員会、学校とも相談しなければならぬと思います。今、今の段階ではそういう希望がないので、今の段階で言えるのは、既存の鉄棒やブランコはありますから、少なくともそういったものの老朽改修についてはやりますが、新しいものについてはまだもう少し関係者と検討させていただかなければならぬのかなと思っております。

福本誠一議員

◆ＪＡようてい黒松内支所をはじめ、農業関係機関が縮小及び廃止傾向にある中、どのような対策を考えているのか。

◇農業関係機関で構成するプロジェクトチームをつくって農業指導機能が十分に維持されるよう努めてまいります。



質問

今回私は、本町農業の今後の施策についてということで2点ほど町長にお伺いしたいと存じます。

まず、1点目ですが、これまでの本町農業の発展、振興の礎を築き、営農指導を初め、常に農家と共に両輪となってこられた農業関係3主要機関が縮小及び廃止の傾向にあるということでございます。ＪＡようてい黒松内支所ですが、平成28年4月ないし5月頃より金融、共済部門を残し、営農指導を蘭越支所に統合。11月2日の臨時会での町長からの行政報告にもありましたけれども、後志

農業改良普及センター南後志支所が平成28年度より倶知安本所との統合。また、まだ先の話なのですけれども、後志農業共済組合南部家畜診療所については平成29年度より倶知安本所へ統合に向けた検討協議中であるというふうに聞き及んでおります。このように農業関係機関の主要な3支所が相次いで統合、廃止といったことは農業者にとってはまさに危機的な状況下にあると思われるます。これらの理由といたしましては、農家戸数の減少でありますとか、各事業所の運営の合理化等さまざまあると思われるますが、これら本町農業の振興策をさまざまな形で立案、計画を担っていくべき機関が相次いで本町からなくなることは、到底私どもも承服できるも

のではないと思っております。農業経営者の方々はもちろんのこと、町長の主要施策の根幹の一つでもある農業振興にも多大な影響が少なからずあるのではないかと考えられますが、町長の考え方はいかがでしょうか。これから農業関係機関が統合、廃止傾向にあります。行政といたしましてはどのような対策ができるのか、まずは町長の考えを伺いたいと思います。

続いて、2点目ですけれども、堆肥センターで製造されている完熟堆肥の有効利用策についてですが、本町では約四十数戸の農家が現在営農されておりありますが、農地の地力低下が懸念されており、農家の方々の努力で輪作体系の維持や緑肥対策などを講じて、農作物の収量の維持、確保や

品質の保持等、日々鋭意努力がされているところであります。しかしながら、農家の現況により既存の農家の方の経営規模が拡大され、全ての営農面積の地力の維持も少しずつ難しい状況になってきており、カリ不足、有機質の不足であることは明らかであります。迫りくるＴＰＰ開放に向けて打策として、このような施策が今後とも必要ではないかと思われ、堆肥センターで製造されている完熟堆肥を年次計画を立て、大きく予算化して随時補助政策を講じてはいかがでしょうか、町長の考えを伺いたいと思います。

答弁・鎌田町長

まず、1点目についてですが、後志農業改良普及センター南後志支所というのが本町にありますけれども、平成28年度から倶知安町に設置されている本所に統合される計画で進んでいるという状態です。また、ＪＡようていにつきまして

は、平成28年度から営農サポートセンター体制が構築され、支所の営農部門の人員が基幹支所に引き上げられるといった大きな事柄はこれまでも言われてきたところであります。去る11月25日、後志総合振興局の仲介によりましてＪＡようていの常務理事さん、それから幹部職員の方が役場に來ていただきまして、それぞれ3者で今後の方針あるいは今後の黒松内における農業の状況等の打ち合わせ、意見交換をさせていただきました。ＪＡの説明では、近年の気象状況や土地条件によって生産性の向上しない組合員が存在することからこの改善に向けた対策として、平成23年から営農サポート室を設けて、組合員の営農に関する情報の蓄積、高所得者などのような経営をしているか情報提供を行ってきたこと。今後は、さらに営農サポートセンターとして、その中にエリア担当職員を配置して、個々の生産性向上、品質の高位平準化によって組合員の所得

向上につなげ、また職員と組合員信頼関係や密着関係の強化によって職員の業務の専門化、支所の枠を取り払い広域的な営農指導体制と出向く体制の強化に取り組んでいくこと。それから、黒松内町の組合員、現在41戸と聞いておりますけれども、ここで配置される先ほど言った黒松内のエリア担当職員は2名となる予定であること。その他それぞれの組織として担当職員、そして具体的な業務内容の説明がありました。また、28年度からの黒松内支所の体制につきましては、現在の支所長職は主に組合員からの苦情対応のために置かれ、現在の金融係が支所係に変更されて、金融受付窓口、組合員訪問、管理業機能を担当する旨の説明があり、直接的な営農部門は黒松内からはいなくなるようなことであります。また、北海道に対しましては、これは普及センターに関してですけれども、営農指導のできる道職員の専門職を本町の産業課内に2名以上常駐さ

せてほしい旨を要望して
ありました。振興局の部
長さんからは、現行の地
域派遣制度などを活用し
て、本町の意向に沿える
状態に前向きに取り組み
たいとの回答があり、本
町の総務課を通じて派遣
要望の手続きを進めてお
ります。今回いろいろと
情報の中では、振興局の
方の対応としては残念な
がら2名というのはな
かなか難しいと、ただ1名
については間違いなく派
遣をするというような内
定をいただいております。
今後この2名へ向けて、
さらに引き続き要望を上
げていきたいと考えてお
ります。そのことを踏ま
えまして、私も以前から
言っているとおり、公約
としても言っております、
農業振興センター、いわ
ゆる農業指導部門のワン
フロア化を前提にJAの
常務理事さんにも役場の
フロアで執務する町職
員、道職員に加え、JA
の営農指導職員を配置し
てほしいとお願いをして
おります。常務理事さん
からは、一定の理解はし
たものの、JAも合併当



堆肥の有効利用策は。

時から組合員がどんど
半減している中で、しっ
かりと販売額を維持、伸
ばしてきていることに
ついては、やはり日頃の職
員の削減等々も含めてい
ろいろな経費削減してき
て今にあると、もっと
もっと組合員の生産額を
伸ばしていくためには一
層の効率化も求められて

いるので、なかなか厳し
いなというお話も実はい
ただいております。残念
ながら、協議の感触とし
ては、普及センターにつ
いてもJAにしても、新
年度から言ったような
新しい体制に移行するこ
という方針は変わらないだ
ろうというようなこと
であります。その中で

も、北海道の方について
は当面の間職員を派遣し
てくれというようなお願
いをしていうということ
でございます。ただ、一
方では、道もJAも、町
も、これまで以上に連携
体制を取っていききたい
というような発言もいた
っておりますので、後志
振興局の方からは、早
ければ年内、遅くとも年
明け早々に振興局の農務課
それから農業改良普及セ
ンター本所、そしてJA
町で、これは名前は仮称
ですけども、黒松内プ
ロジェクトと称するチ
ームをつくって、これまで
以上に黒松内の農業課題
に取り組んでいく、一緒
に協議していききたい
という示され
ております。そうしたこ
も町としては大歓迎であ
りますので、そのような
場も活用しながら、農業
指導機能が十分に維持で
きるよう努めていきたく
と考えております。

が堆肥センターの正式
名称でありますけれど
も、堆肥センターに搬入
される原料のふん尿は
1万6000トンから
1万8000トンで、概
ねその半分が堆肥とし
て製造されていますの
で、1万トンほどが製品
として販売されていま
す。製造コストは、トン
当たり5000円前後で
あることから、JAの組
合員には5000円、組
合員以外には6000円
で販売されています。こ
の堆肥の購入に対して、
JAも町としても補助制
度がありまして、これら
の制度を活用すること
によってJA組合員の個人
の農家であれば販売価格
の3割程度のトン当たり
1500円で購入できる
という仕組みになつて
おります。今年度これ
らの制度を活用して購
入した本町の農家戸数
は10戸で、販売トン数
は651トンの利用があ
りました。また、JAで
原料のふん尿を排出する
酪農、畜産農家の牧草地
や飼料畑を土壌分析した
ところ、カリ不足である

ことが判明し、近年それ
ら畑に堆肥が還元されて
いないということが原因
の一つだろうということ
もありまして、この原料
を搬出している本町の酪
農家、畜産農家に限定し
て中熟堆肥を利用したい
旨JAから要望がありま
して、完熟の堆肥と同様
に町で補助して利用の促
進を図っているところで
あります。中熟は水分量
が完熟より多く、重量で
も倍程度になることか
ら、トン当たりの価格は
完熟の半額の2500円
に設定され、町の助成も
その半分の1250円と
なりますが、原料に対し
て製品が2倍になること
から、運搬回数も2倍と
なり完熟堆肥の運搬賃は
JAが全額補助していま
すが、中熟については増
える分の運賃を町で補
助することとしていま
す。その結果、本年度は
6戸、394・8トンの
利用があり、全て完熟に
換算した場合の利用量は
850トンほどになりま
す。今後といたしまして
は、現在の地力増進事業
については平成23年度の

途中から緊急対策として導入し、それ以前は良質堆肥購入事業として個人にはトン1500円、法人にはトン1000円の補助をしてまいりましたが、その当時の製品利用量は400トンほどしかありませんでしたので、地力増進事業を導入

して以降は毎年倍以上の800トンから1000トンほどの利用がありまので、利用促進は進んでいるだろうと考えております。堆肥を畑に投入すると産品の質、量とも向上することが明らかであります。助成額のアップではなく、当面はこの

助成制度を維持しながら多くの農家の方にしっかりと堆肥を使ってもらおう、そういうことをJAと連携しながら、普及啓発にまだまだ努めていきたいと考えているところであります。

田中春治議員

◆現在の町内会規模では自主防災組織の構築は難しいことから、災害時の避難や救援が機能できる規模の体制が必要ではないか。

◇今現在、全町の町内会において協議の場を設け、協議が進められておりますので、その状況を見守っているところであります。



質問

本年度、役場を含めた立派な防災センターが完成いたしました。また、国、道より防災、減災が言われております。このことから、今回は自主防災の組織体制についてご質問いたします。

本町は、黒松内低地断層帯と言われる非常に地震災害の高い断層の上に位置します。もし地震発生の場合は、マグニチュード7・5以上が予想され、30年以内に2から5%と全国的にも非常に高い確率です。備えあれば憂いなしと言われるとあり、大規模な地震災害を想定した防災に取り組まれていることは町民の多くの方々が承知しております。有事を想定し

た取り組みは、平成22年防災無線が供用開始し、災害時の情報のスピード化、共有化の整備がなされてきました。また、平成27年3月からは、防災の核の施設としてコミュニティ防災センターが完成いたしました。毎年の行政による避難訓練の実施や各種防災講習会、また各自治会単独による避難訓練など、町民の防災に対する意識の向上に努めております。しかし、

本町は高齢化や独居老人の割合が高いため、有事の際の避難方法が今のままでは完全なものとは思えません。一朝有事のときは、警察、消防、役場職員は町民の一人一人の避難を援助できないものと考えなければなりません。身体的な弱者や高齢者、独居老人などを災害弱者と位置づけ、避難救助は身近な者の役目と考えております。私が身近なものとして想定しているのは、町内会の自主防災を含めた自治活動と考えます。その自治活動に行政が直接関与できないことも承知しておりますが、町内会の自主防災組織といえども、防災という観点では、役場として積極的に町内会活動へ関わる必要があると思います。現在の町内会の規模では自主防災組織の構築は不可能と考えます。災害時の避難や救援を機能できる規模の枠組みとしての体制を構築しなければならぬと思います。町長の見解をお伺いいたします。

答弁・鎌田町長

本町には黒松内低地断層があつて、それもほかから見ると動く確立が高いと言われている中でありまして、町としてもさまざまな自然災害がありますけれども、特に大地震、直下型地震に対する備え、準備というものが必要だろうということで、防災無線や防災センター、避難訓練等々も実施をしているところであります。そういう中で、自主防災組織につきましては、災害発生時の被害軽減を図るため、自分たちの地域は自分たちで守るという観点から、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行うことを目的に設置されているところであります。本町におきましては現在のところ10区町内会が自主防災組織を設置しているという状況であります。本町の町内会につきましては、人口減だとか高齢化などによりまして一部の町内会では独居老人などへの見守りや災害時の救助活動などのほか、単独ではコミュ

ニティー活動なども困難な状況にあることも承知しているところであります。大規模災害時には、役場職員、消防署員や消防団などは被災状況の確認などに追われ、全ての町内会や支援が必要な方々に対して救助活動することが困難な状況も想定をされているところであります。各町内会の自主防災組織などによって防災、救助活動が必要と考えているところであります。よく言う自助、共助、公助というお話もありますけれども、最初には災害が発生した直後は自分で自分の命を守っていただく、危険を回避していただくということが大切ですし、次は隣所の方々と助け合いながら危険を回避していく、命を守っていくことが大切だと思っております。

しかしながら、本町におきましては現在自主防災組織としての活動はただ今申し上げました1つの町内会のみであつて、ほかの町内会では規模的にも単独での自主防災組織の設置は難しい町内会

が多いと考えております。こうした現状にある中で、今現在全町の町内会において協議の場を設け、それぞれの地域の現状や抱えている問題などを洗い出した上で、問題解決の一つの方策として、これは仮称ではありますが、一つの町内会の枠を超えた複数の町内会で構成する防災区というものを設け、防災対策も含めた活動に結び付けていくこと

ができないかどうか検討されている状況であります。一つの町内会の枠を超えた形での活動については、従来からそれぞれの町内会での考え方もあり、単純に枠組みを大きくするというこれに対しては非常にデリケートな問題もありますことから、町内会同士での相互の理解が必要であり、それぞれの町内会で納得のいく形で協議を進める

ことが必要であると考えております。町としては今進められている協議の状況をしっかりと見守りつつ、これらの協議の中にも総務課担当者も参加させていただいている状況でありますので、町内会の課題を行政としても共有しながら関わらせていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いしております。

岩澤史朗議員

◆TPPへの対応策として、町を挙げて放牧酪農を検討する必要がありますのではないかと。

◇本町の地理的条件やリスクを考えると既存農家に積極的に放牧酪農への移行を打診することは難しいと考えております。



【質問】

今日は、3つのことについて質問したいと思いますが、1つ目はTPPの問題であります。2013年4月にTPPの国会決議があったのですが、この決議のと

きに重要5品目を除く、除外するということが決議として上がったわけなのです。この中身というのは、米、麦、牛肉、豚、そして乳製品、砂糖、こういったものであります。ところが、どういったわけか大筋含意の内容を見ましたら、この重要5品目のうち何と30%関税撤廃というものがもはや出ているわけなのです。

私は、これは民主主義の日本としてやっぱり大きな問題があるのではないかと考えています。けれども、国会決議というのはきちんと国会議員の中ではそれに基づいてやるといふのが本筋でないかというふうに思っています。こういう意味では、まだ調印されていないという状況でありますから、ぜひ頑張って調印させな

いということが大事でないかなと思っております。TPPは農業だけではないのです。大きなところでは国自体が訴えられるという項目もあります。ISDSという条項がありますし、そしてまた薬や何かのところでも非常に注目しているのです。どんなふうになるのか。これがアメリカの大企業の言いなりになりそうなのです。新薬というのは、大体アメリカの国で大企業が開発したものであるのです。これが長期間延びれば延びるほどジェネリックの薬が使えないという、開発ができないというのがあります。これをジェネリック製品を遅らせるといふことをどうもやられそうだとこのふうになります。こういうことがい

ますが、本町においてどのくらい影響、被害があるのか、これを前回質問したときにも出していただきました。あれから状況も大分変わってきておりますので、もしわかるのであれば、ぜひ被害額等を出していただきたいと思います。

とが、いろんなことも考えられるのだろうと思いますが、私も、私はその中でも1つ、酪農について質問したいと思っています。というのは、このままいくと酪農も本当に厳しい状況になりますし、そういう意味では放牧酪農というものを考えてみるべきではないかと思っているわけです。放牧酪農については、以前も大分議論し、議会でも先進地視察などを行ったりもしました。そういうところでは一定理解をしながらなのですが、残念ながら、現在酪農に従事されている方が舍飼いから放牧酪農というハードルは高いというのがその当時も分かったわけでありました。しかし、これからのことを考えますと、やっぱり放牧酪農というのは一つの選択肢ではないかと私は思っています。今安定的に経営されている方にいきなり変えなさいと言っているつもりではないのです。一つの選択肢として知識も得ながら、新たな未来に向けてやれる方向とし

て放牧酪農があるのではと思うのです。町を挙げて酪農家と話し合いが進んでいるところもあるかと思いますが、今後は豚をつき合わせて、放牧酪農の可能性がないのかどうか、そしてまた町長はどう考えているのかお伺いします。

答弁・鎌田町長

政府与党は平成25年国会決議があるにもかかわらず、今回10月に開催された閣僚会議において大筋合意がなされたことは、本当に遺憾に思っておりますし、大変残念なことだと思っております。この大筋合意を受けまして、政府ではTPP関連政策大綱で示された畜産クラスター事業の拡充、輸出促進対策、新たな国産ブランド品種の開発など、攻めの対策に関しては本町のような比較的規模の大きい農家については余り大きな恩恵がほぼ望めないこと、米のTPP輸入量相当の国産米を備蓄米として買い入れ、麦の経営安定対策を引き

続き着実に実施、肥育牛の新マルキンを法制化し、9割補填などの守りの対策に関して、じわじわと影響が現れる輸入規制の縮小、撤廃にはどう程度効果があるのか未知数であると思っております。平成25年12月の第4回定例会で議員から本町の影響額について質問があり、道内の影響額を基に減少額を算出すると合計で3億2070万円となり、JAを通して全売り上げ約1億9500万円のうち29%が減少するとお答えしております。この際の道の試算は、国の試算に合わせて関税が即時撤廃されるとの前提があったことから影響額を算定することができましたが、去る11月11日民主党政経連携調査会の会合で政府から聞き取りが行われた際に、都道府県別の影響試算の提示を求める声がありました。内閣府はモデルの性格上、都道府県別にはたぶん出せないというような消極的な回答をしております。

また、北海道ではTPP協定対策本部でTPP

による影響調査の間まじめを報告しておりますが、関税撤廃の時期がそれぞれ品目ごとに違つなど前提条件が複雑で現段階では金額的な試算は難しいと判断し、具体的には出されていないのが現状であります。したがって、本町での影響額も現時点では難しいとお話をさせていただきました。ただ、影響額の算定は困難であります。想定される作目別の影響については、最初に米ですが、本町のもち米は主に食用もちと加工に用いられていますが、輸入もち米はミニムアセス米ではなく高い関税の自主流通米が中心でこれ自体の影響はほばないと考えられます。食用もちについては消費者の低価格志向に配慮するため安価な原料が求められることから、もち全体に対する需要の減少もありますので、直接的な影響はなくても、もち米の価格が下がっていくのではないかとということであり、次に小麦ですが、経営安定対策の財源となるマークアップ

プ水準の引き下げにより、関係者が要求する一般会計での補填など、経営安定対策が十分に維持されない場合には所得が低下するという心配があります。また、新たな輸入枠の増加によって、国産小麦の需要が奪われる可能性があります。大豆については、既に関税が撤廃されているため、影響はないと思っております。小豆については、小豆を含む輸入雑豆は最低限の輸入すべき数量であります。カレントアクセス数量を下回った量しか輸入されていないので、大きな影響はないと思われますが、枠内税率の撤廃により、輸入小豆の価格が下落するので、品質的に競合するものに関しては価格に影響を及ぼすことが懸念されます。ジャガイモは、関税4・3%が即時撤廃されますが、生のジャガイモは植物検疫法で輸入が原則禁止されていますので、関税が撤廃されるのは道外の一部のポテトチップス工場が輸入する米国産加工用ジャガイモに限られることから、本

町のように種子用、食用生産を基本とし、でん粉原料やくずイモなどごく少量に限定されますので、影響はほばないと思っております。牛肉については、和牛に関して影響はほばないものと考えますが、米国や豪州の輸入牛肉と競合する乳用種は、現在雄子牛の価格が高値であることから、酪農家にとつて影響は甚大と予想されております。最後に乳製品ですが、関税引き下げやてつばてにより安価な外国製品の輸入が増加し、国産品の需要機会が喪失され、加工原料乳価格が下落することや出荷量の制限が懸念されます。私は、これまでもTPPに関しては絶対反対の立場を貫いてきましたが、現在に至つてはいかんもしいがたい状況になってしまいました。議員おっしゃるとおり、願わくば調印まではこぎつけないのがいいということも少し思っているところではあります。農産品の価格下落、消費ニーズの流出などによって農業所得縮小による経営の圧

迫、小規模自治体単独で対策を打つということ本当に難しいと思っております。年明け早々展開される国の大綱に沿った対策をしっかりと見極め、さらに北海道の対策、またJA等の農業団体の対応も見極めて、関係団体ともしっかり連携しながら、足並みをそろえ、上段、黒松内として何ができるのかということを考えてながら対応してまいりたいと思っております。次に、放牧酪農ということであります。

放牧酪農は低コストな自給飼料の給与、乳牛の健康改善と供用年数の延長によって生産費用を低コスト化できるとともに、牛舎や機械類といった投下資本の節約、減価償却費などの固定費を削減でき、さらに餌の給与や除ふん作業を省力化でき、労働時間の短縮にもつながります。中でも集約放牧は放牧草地からの乳生産量を最大限に高める技術で、放牧に適した草種の導入、適正な放牧頭数や放牧牛の管理が必要となり、規模拡大路線、高

品位乳路線とは一線を画す経営スタイルでありま
す。本町におきましても、
過去にはこの導入を検討
し、専門家も呼んで講習
会等を開いた経過もあり
ますけれども、既存の飼
育スタイルが確立されて
いる本町にとって比較的
経営は安定しているとい
う状況もあり、あえて放
牧酪農に移行することに
ついてはタイミングが合
わないのかなと思ってお
ります。放牧酪農をする
ためには、黒松内でどん
なことが必要かというこ
とでありますが、放牧酪
農をやるためには草地が
一定面積牛舎周りに集約
されていなければならな
いという地理的条件、ま
た舎飼いから放牧に移行

するためには乳量が落ち
たりだとか、もちろん乳
質が変化することもある
たり、牛に事故や繁殖ト
ラブルなどが発生するこ
との課題もあります。そ
れから今まで牛舎で飼っ
ていた牛をただ放牧すれ
ばいいということではな
くて、放牧用の牛を小さ
いころからつくってい
かなければならないとい
うことも大きな課題であ
りまして、極端なことを
言ってしまうと、牛を入
れ替えないと牛をいれ替
えなければならぬ、食
べる草も採草用の草と放
牧用の食べる草の種類も
実は変わったりします。
ですから、そういうこと
を全て取りかえるとい
うのは黒松内に関しては地
理的条件を見るとなかな

か難しい、既存の農家が
牛を飼うということは変
わらないのですけれども
そういう飼育方を変えて
いくということについて
は非常にリスクも大きい
し、経営も安定している
中で果たして本町に取り
組める農家がいるのだろ
うかということもありま
す。もしそれを押し切っ
ても町が放牧酪農を進
めるとするとどんな方策
をしなければならぬの
か、やはり相当の支援が
必要になるのだらうとい
うようなことを考えると
既存農家に積極的に放牧
酪農への移行を打診する
ということとは難しいと考
えております。

◆移送サービスは、年々需要が高まっているが、利用料金や台

数の問題があるので改善策を検討できないか。

◇当分の間は、現行の体制で事業を進めたいと考えております
ので、ご理解をお願いいたします。

質問

2つ目の質問で
す。黒松内町と言
えば、健康と福祉の町と
いうふうに言われていて、
その状況は施設がたくさ
んあって、町のいろんな

政策に寄与しているの
ではないかと思っております。
今日は、移送サービスと
いう黒松内町では高齢者
に対してサービスの一環
としてこの事業がありま

この事業があるというこ
とが分かりはじめてきた
段階において、事業が伸
びてきているという状況
があります。本町の場合、
町内の高齢化率というの
は、35%くらいですか。
ところが白井川や中ノ川
作開地区では、50%以上
の高齢化率というふう
になってきて、そういう面
では俗に言う限界集落み
たいなところもできつつ
あるのかなというのが実
態だろうと思えます。そ
ういうことを考えますと、
このサービスが今後ま
す需要が求められてく
るのかなと思いつなが
り、質問させていただくこ
とにしました。

本町には大きな病院があ
りませんので、町内に行
く場合はいいのですけれ
ども、近隣の町村病院に
行く場合、この移送サー
ビスを利用するわけであ
りますけれども、大体片
道1時間くらいかかる。
倶知安厚生でも八雲でも
伊達でも室蘭でも1時間
以上かかるところに大き
な病院があることにな
ります。そこに行つて受診
して、治療を受けて検査
をして帰ってくるという
ことになる、大体1日
がかりということ、高
齢者にとっては大きな負
担、体の負担もあります
し、金銭的にも負担とな
るわけです。それで、1
回の料金で大体5000
円くらいかかるというこ
とで、利用しづらいとい
う声が聞かれております
ので、ぜひ検討してい
たきたいと思つておりま
す。それと、車の問題で
あります。現在1台の車
で車いすが乗れるような
車、福祉車両があります
こいつたものがありま
すけれども、利用希望
者の受診日が重なつたり
する場合の対応をどうい

ふうにされているのか、
その点についてもお聞き
したいと思つています。
また、この移送サービ
スは月曜日から金曜日と
いう曜日に限定されてお
ります。土日の対応につ
いて今後どのようなこと
を考えているのかも伺
いたいと思つています。

答弁・鎌田町長

移送サービスについて
であります。

前段サービスの内容
と仕組み、計画について
話をさせていただきました。

現在の移送サービス事
業は、前身であります平
成12年10月から黒松内町
介護予防・生活支援事業
の中の移送サービス事業
を継承する形で平成18
年度に新たに要綱を定
め、65歳以上の在宅高
齢者の方で疾病や心身の障
害により一般の交通機関
を利用することが困難な
方などが在宅福祉サービ
ス及び医療機関等を利用
する際に輸送車両を使用
します。移送サービス事
業については、黒松内町

社会福祉協議会へ業務を委託しており、移送用の車両1台貸与してあります。平成17年には、移送サービスが有償による移送といふこともあり、北海道運輸局と協議を行い、自家用自動車の有償運送の申請をし、許可を受け事業を実施してありましたが、平成18年に道路交通法の改正により許可制から登録制へと制度が変更となったことから、自家用有償旅客運送車登録を行いつつ現在に至っております。移送サービスに伴う輸送車両の運転については、大型2種免許所有者または普通免許所有者で道路交通法施行規則に基づく国土交通大臣の認定を受けた福祉有償運送運転者講習会を修了した者に限られております。委託先であります黒松内町社会福祉協議会では、講習を受けた専任の臨時運転手2名を雇用するほか、社協の職員も講習を受けて、資格を取って移送サービスの業務に当たっている状態です。平成26年度の利用状況については、町



防災訓練で使用された移送サービス車両

内22回、町外128回、計150回の利用がありました。平成26年度末現在で72名の方が移送サービスの登録をされておりありますが、この26年度において実際に移送サービスを利用された実人数は33名であります。移送サービスに伴う輸送車両が1台しかないことから、どうしても移送サービスの希望日が重なることもあり、希望日に利用できないなど一部の利用者にはご不便をおかけすること

もありますが、その際には、再度、医療機関と日程を調整していただくなど、できる限りサービスを利用していただけるよう努めているところであります。次に、移送サービスの利用料金は要綱に基づき、町内は1回500円、町外は1時間当たり1000円を利用者に実費負担していただいているところであります。この利用料金は、現在の移送サービスの前身であります黒松内町介護

予防・生活支援事業、平成12年に定めたものでありますけれども、当時から15年経過しておりますが、利用者の負担を考え、現在も据え置いているという実態であります。今おっしゃるとおり、希望日に利用できないということも事実あるのだと思いますけれども、台数を増やすと予算面というところもさることながら、運転手のほうも臨時運転手が2名で、都合がつかない

ければ、社協の職員2名も出向いているというような状態でもありますが、増車といいますが、車を仮に増やしたとして、本当に運転手の対応ができるのだろうかというところが非常に悩ましいところかなと思っております。料金についても長年据え置いたままでしたので、これ以上引き下げるといふことではなくて、今の現状を維持していきたいと考えており

ます。あと土日の問題もありましたけれども、基本医療機関受診のためというのが大目的でありますので、少なくとも土日であると通常は医療機関は定期受診であればお休みなのかなと思っておりますので、現在土日まで広げていくという考えは今のところ持っておりません。結論を申し上げますと、全て現状のままで当面やらせていただきたいと思います。

◆インフルエンザワクチンの子供の接種については、子育て支援の施策の一環として無料化を検討していただきたい。

◇子供のインフルエンザワクチンはもう少し現状のまま1回の支援、補助で当面は実施していきたい。

次に、インフルエンザワクチンの2回接種の子供の補助制度について話をさせていただきたいと思っております。今インフルエンザワクチンだけではなくて、いろんなワクチンの重要性の話がされてきていて、改めてこのワクチンというのは大事なのだなというふうに世界的にも捉えられているようでもあります。インフルエンザが流行しますけれども、

日本の人口でどのくらいの方が感染しているかというデータがあるのです。そうすると5%から10%くらいの方がインフルエンザに感染するというデータが出ています。その中でも大人の方は大体1週間もあるとそういう菌がなくなってしまうのですけれども、一番大きいのは高齢者だとか、それからお子さん、こういった方々が重症化して、

ンザにかからないというわけではないのです。重症化を防ぐという意味でも非常に大事だと言われている、子供さんはこういう意味では2回接種、13歳未満の方は2回接種というふうになっていきます。これも本町においては、1回目は一般と同じ金額、2回目が無料というふうになっていきます。それで、かなりの方がかりますけれども、若いお母さん、お父さんの方は家族全員でワクチン接種すると結構な金額になるのです。1万円を超えてしまうということで、厳しいなという声が聞かれるのであります。担当課長にお聞きしますが、インフルエンザワクチンの子供さんの1回目の接種、今年でいくと金額で幾らになるのですか。私は予算的に大したことないと思うのです。町長の政策からすると十分できる範囲にあるのではないかなと思っています。そういう面からすると、何らかの対応をとっていただきたいと思っていますけれども、子供さんですから、

答弁・鎌田町長

私はそういう意味では、2回に限らず、子供についてはこのワクチンの無料化というのを町長の政策としてぜひ実現していただきたいと思っています。町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

インフルエンザワクチンの接種については、予防接種法B類疾病に分類されております。B類疾病とは主に個人予防に重点を置き、個人の発症やその蔓延の防止に資することを目的として任意で予防接種を実施するものであります。子供のインフルエンザワクチン接種は、かつて定期接種として学校などで集団接種が行われていましたが、インフルエンザは集団ではなく個人で予防するものであるとの考え方が主流になったことや幼児に対する合併症のリスクなどに鑑み、平成6年から任意接種とされた経過があります。

本町における13歳未満

の子供が実施してありますインフルエンザワクチンの接種状況ですけれども、対象者279名に対して137名が接種されており、接種率は49・1%となっております。また、過去3年間の平均接種率は53・3%となっております。半数以上の子供さんが毎年接種されている状況にあります。子供さんは、免疫力の関係からインフルエンザワクチンを2回接種しなければならず、保護者への経済負担も大きいこと、これも十分認識を持った中で、本町では、平成15年から町内の医療機関で接種した場合に限り、接種費用の半額助成を実施して子育て世代の負担軽減を図ってきたところであります。

また、昨年から、新たに水ぼうそう、これは定期接種になりましたけれども、それからあふく風邪の接種についても全額町のほうで負担をして無料で実施できるというふうな方向になっております。インフルエンザの2回分、両方とも無料化にしてはどうかというお話でございますが、子育て支援対策としても必要は十分認めるものの、実は来年度から取り組みたいということで、何をやるのかもお話しさせていただいて、これは少し後回しになるみたいな、結論としてはそういうことになるのですけれども、新年度に向かって予算化を検討しているお話をさせていただければと思っております。子育て支援、特に疾病に関する部分ですけれども、1つ目は現在実施しております健診です。1歳半健診、3歳児健診に加えて就学前に成長、発達の気になる子供たちの早期発見と保護者への対応を行うため、5歳児健診を実施したいと考えております。近隣町村でやられているところもありますけれども、就学前ぎりぎり健診を行って、そこで大丈夫であればいいのですけれども、少し気になる方がいたら、学校へ行くまでの間に対応がなかなかとれないということも保護者の方、あるいは現場サイドからも声があ

りまして、これについては、1歳前倒しして健診を行うことによって気になるお子さんについてはいろんな支援、対応ができる、ある程度の期間対応できるようにも早めの健診をやるということと、5歳児健診の実施を検討しております。もう一つは北海道では、予防接種法という法律では北海道全域に日本脳炎、北海道はこの予防接種を行う必要がないと認められる区域に27年度まではなっていたのですけれども、28年4月からはそうした区域割りをせず、日本脳炎に係る地域指定を行わないとされたために、日本脳炎の予防接種の実施が義務化されることになりましたので、これについてもほかの定期の接種と同様に全額町の負担で無料で接種できるように今のところ考えているところであります。今の段階で子供の健やかな成長を目指して、あるいは子育て支援という観点からこの2つのことについて、来年度から取り組んでまいりたいと思っております。

答弁・佐藤保健福祉課長

インフルエンザワクチンの公的負担の部分の数字をお答えさせていただきました。昨年度実施した人数が137人ということで、2回接種で4320円のうち1回分2160円を負担するということになりますので、公的な負担としては28万7280円となります。

おしとわり

紙面の都合で質問内容を要約して掲載しておりますので、了承願います。



議会の動き

12月

- 7日 後志町村議会議長会
- 10日 議会運営委員会
- 14日～第4回定例会
- 23日 黒松内つくし園クリスマス会
- 24日 歳末防犯パトロール

1月

- 5日 黒松内消防団出初め式
- 6日 新年交礼会
- 15日 松寿会新年祝賀会

- 19日 国保病院の今後の在り方等調査特別委員会
町民体育館建設等調査特別委員会
- 26日～南後志正副議長会中央要望

2月

- 18日 第1回臨時会
- 23日 総務経済常任委員会学校訪問
- 24日 後志町村議会議長会定期総会（札幌市）

3月

- 3日 議会運営委員会
- 7日～第1回定例会

議会を傍聴してみませんか？

議会のうごきをあなたの目で耳で

☆ 第1回定例会は、3月7日（月）から開会中です。

☆ 詳しい日程については、町ホームページをご覧ください。議会事務局に直接お問い合わせ下さい。

編集後記

議会広報193号をお届けいたします。内容は、平成27年第4回定例会での補正予算・条例改正・一般質問、1月に行われた第13回国保病院の今後の在り方等調査特別委員会及び第5回町民体育館建設等調査特別委員会の審議内容となっています。

今年は、例年より積雪量が少ないようですが、屋根の雪下ろしによる事故が起きております。皆さんは十分お気をつけて除雪等を行ってください。

さて、黒松内小学校の環境教育の取組が評価され、ニッセイ緑の財団により研究推進校に指定されました。東京で行われたシンポジウムに黒小の児童4名が出席し、学校活動などについて立派に発表してきたと聞いています。子どもたちの活躍を、心から嬉しく思います。

また、新年度は町民体育館の新築、そして町国保診療所（黒松内・白井川）は、4月1日から北海道勤医協が指定管理者となつて運営がスタートします。どちらも町民に親しまれる施設建設・運営となることを願っています。

広報編集委員長 忠鉢 廣喜
副委員長 福本 誠一
委員 富田 重義
田中 春治
蛸沢 儀弘

お願い



- ・議長宛の文書は、議会事務局までお届けください。
- ・この広報誌についてのご意見等がございましたら議会事務局までご連絡ください。

この広報は、自然環境への優しさを考え、再生紙と大豆インクを使用しています。

- 発行 黒松内町議会
- 編集 広報編集委員会

〒048-0192
北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1
TEL 0136-72-3314（直通）
FAX 0136-72-3830
MAIL gikai@town.kuromatsunai.hokkaido.jp